

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1192

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(税務手当)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(税務手当)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(死体処理手当)</u></p> <p>第2条の2 <u>条例第4条の2第1項に定める人事委員会規則に定めるものは、条例第4条第1項第1号に定める業務とする。</u></p>
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(支給額の減額及び調整)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 日額をもって定められている手当を支給する場合において、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たないときはその手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合で、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特務勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <p>(略)</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(支給額の減額及び調整)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 日額をもって定められている手当 <u>(条例第4条の2に定める手当を除く。)</u> を支給する場合において、作業等に従事した時間が1日について4時間に満たないときはその手当の日額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合で、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特務勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <p>(略)</p>

危険現場作業手当のうち、条例第15条第1項第3号の作業に係る手当	(略)
----------------------------------	-----

附 則

(東日本大震災に対処するための応急防災等作業手当の特例)

4 条例附則第4項の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

(1)～(2) (略)

(3) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域

(4) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域

5 条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とし、同項に規定する人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第3号の区域において行う作業のうち屋外において行うもの(前項第1号に掲げる区域において行うもの及び同項第2号に掲げる区域において行うもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。次号において同じ。) 6,600円

(6) 前項第3号の区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,330円

危険現場作業手当のうち、条例第15条第1項第3号の作業に係る手当	(略)
<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第3項第2号の作業に係る手当</u>	<u>応急防災等作業手当のうち、条例第20条第3項第1号の作業に係る手当</u>

附 則

(東日本大震災に対処するための応急防災等作業手当の特例)

4 条例附則第4項の人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

(1)～(2) (略)

5 条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とし、同項に規定する人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) (略)

(7) 前項第4号の区域において行う作業のうち屋外において行うもの（前項第1号に掲げる区域において行うもの、同項第2号に掲げる区域において行うもの及び同項第3号に掲げる区域において行うもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。次号において同じ。） 5,000円

(8) 前項第4号の区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円

6～7 (略)

6～7 (略)

(原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための応急防災等作業手当の特例)

8 条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定める区域は、原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域とする。

9 条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とする。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

10 条例附則第7項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

(3) 前項第2号の作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

11 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。